

第4章 指定後の手続

1 指定後の手続

(1) 事業者番号

事業者番号は、当該事業者の指定と併せて通知します。

(2) 介護給付費等の請求の届出

介護保険サービス事業所は、介護給付費等の請求をする場合には、請求方法や受領する振込先口座名等をあらかじめ北海道国民健康保険団体連合会に届け出ることとなっています。

届出先	北海道国民健康保険団体連合会総務部介護保険課 〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 電話：011-231-5161 FAX：011-233-2178
届出事項	請求方法（請求媒体） 振込先口座名等
届出の様式	指定月の翌月に北海道国民健康保険団体連合会から送付されます。

（参考～介護給付費支払いまでの標準的な事務処理日程）

	サービス提供月	翌月	翌々月
(事業者)	サービス提供	(締切日10日)	
		請求	
(国保連)		審査	支払(月末)

※介護給付費の請求についての詳細は、上記の北海道国民健康保険団体連合会に問い合わせてください。

2 他法令の届出等

○生活保護法に基づく指定介護機関の指定について

生活保護法第54条の2第2項の規定により、介護保険法の規定による指定又は開設許可がなされた場合には、生活保護法の指定介護機関としても指定を受けたものとみなされます。

生活保護法による指定が不要な場合は、札幌市保健福祉局総務部保護課（旧：保健福祉局総務部保護自立支援課、以下「保護課」）へ申出書を提出することで指定を受けないこともできます。ご質問等がありましたら、保護課（011-211-2992）にお問い合わせください。

○老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業の届け出について

サービス種類		届 出 (○：必要 ×：不要)	
介護保険法の事業名	老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業の種類	届出時期：開始前 提出先：札幌市高齢保健福祉部事業指導担当課	
		老人居宅生活支援事業開始届	老人デイサービスセンター等設置届
		【根拠】 老人福祉法施行規則第1条の9	【根拠】 老人福祉法施行規則第1条の14
○訪問介護 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○第1号訪問事業	老人居宅介護等事業	○	×
○通所介護 ○地域密着型通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○介護予防認知症対応型通所介護 ○第1号通所事業	老人デイサービス事業 (他の施設と併設の場合)	○	×
	老人デイサービス事業 (単独で設置の場合)	○	○
○短期入所生活介護 ○介護予防短期入所生活介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護	老人短期入所事業 (他の施設と併設の場合)	○	×
	老人短期入所事業 (単独で設置の場合)	○	○
	小規模多機能型居宅介護事業	○	×
○認知症対応型共同生活介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症対応型老人共同生活援助事業	○	×
○複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	複合型サービス福祉事業	○	×